

東彼杵町告示第27号

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和6年3月7日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱（平成28年告示第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1号様式（第5条関係） （略） 第3号様式（第5条関係） （略）	第1号様式（第5条関係） （略） 第3号様式（第5条関係） （略）

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

東彼杵町長

様

住 所

地区名または団体名

代表者

年度東彼杵町まちづくり応援補助金等交付申請書

年度における 事業補助金の交付を受けたいので、東彼杵町補助金等交付規則及び東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 交付（貸付）申請額 円
- 2 添付書類

※新生児祝い金の場合は、出生・養育証明書(第3号様式)を添付

第3号様式(第5条関係)

出生・養育証明書

(ふりがな) 氏名	()		
性別	男・女	第何子	
生年月日			
住所			
父母の氏名	父		
	母		
養育者氏名	続		
	柄		

誓約・同意事項

同意される場合は□にチェックを入れてください。

- 補助金の交付決定に当たり、東彼杵町職員が住民記録情報の確認をすることについて同意する。
- 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合は補助金の全部もしくは一部を返還することを誓約する。
- 東彼杵町まちづくり応援補助事業の実施に際して得た個人情報について、東彼杵町が定める個人情報補助条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用することに対して同意する。
- 申請者及びその世帯員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない。